

「特例措置の取扱いについて」

1 措置の内容

本市発注の建設工事の受注者は旭川市建設工事請負契約約款第62条の定めに基づき、令和5年度公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を、令和6年度公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができることとする。

2 対象工事

令和6年3月1日以降に契約締結を行った工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

3 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額} = P(\text{新}) \times k$$

この式において、P(新)及びkとは、それぞれ以下を表すものとする。

P(新)：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された設計金額（消費税及び地方消費税額を含む。）

k：当初契約の落札率

4 協議の請求期限

本通知に基づく請負代金額の変更の受注者からの協議の請求期限については、工期末の30日前までとする。

5 請負代金額の変更請求に係る事務手続手順

- (1) 工事担当課において、受注者に対し本特例措置に基づいた対応が可能であること、その内容及び請求方法等について、当該工事の監督員を通じて別紙の様式1により通知する。
- (2) 受注者は、本特例措置を適用し請負代金額変更請求を行う場合は、請負代金額変更請求書（様式2）により工事監督員に提出する。
- (3) 工事監督員は、請負代金額変更請求書を添えて、設計変更の取扱いの例により、設計変更の事務手続を行う。
- (4) 以降、旭川市建設工事に係る設計変更の取扱要領に基づき事務処理を行う。

6 その他

工事に係る委託業務については、この取扱いに準じて取り扱うものとする。

第 号
令和 年 月 日

様

旭川市長 今津 寛介
()

令和 6 年度公共工事設計労務単価の適用に係る特例措置について

工事名

令和 6 年 3 月 日付け契約締結しました。上記工事については、令和 5 年度公共工事設計労務単価を適用して積算しておりますが、令和 6 年度公共工事設計労務単価の上昇に伴い、次のとおり請負代金額の変更に係る特例措置を講じることとしましたので通知します。

つきましては、この特例措置による請負代金の変更の請求をされる場合は、別添の請負代金額変更請求書を提出してください。

記

1 措置の内容

旭川市建設工事請負契約約款第 6 2 条の定めに基づき、令和 5 年度公共工事設計労務単価に基づく契約を令和 6 年度公共工事設計労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額} = P(\text{新}) \times k$$

この式において、P(新)及びkは、それぞれ以下を表すものとする。

P(新)：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された設計金額（消費税及び地方消費税額を含む。）

k：当初契約の落札率

3 協議の請求期限

工期末の 30 日前まで

4 下請企業への適切な支払について

(1) 下請企業に対し、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額により下請契約を締結すること。

(2) 請負代金額の変更により、追加費用が支払われる場合において、労働者に適切に賃金が支払われるようにするためにも、下請企業にその負担額を適切に支払うこと。

また、下請契約を変更した場合には、変更契約書等の写しを工事監督員へ提出すること。

請負代金額変更請求書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

住所
請負人
氏名

工事名

工期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

令和6年 月 日付けで通知のありました上記工事に係る請負代金額の変更について
請求します。

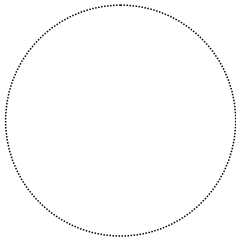
記

請求の内容

旭川市建設工事請負契約約款第6 2条に基づく請求
令和6年度公共工事設計労務単価の適用に係る特例措置によるもの

注) 共同企業体の場合は、企業体名を記入の上、代表者の記名によること。

受理



	課長	課長補佐	係長	工事監督員
主管課				